

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月24日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

港南台第一中学校 保健室エアコン取替更新工事

2 履行場所

港南台第一中学校（横浜市港南区港南台6-6-1）

3 契約日

令和7年6月18日

4 履行日又は履行期間

令和7年6月20日

5 契約金額

419,100円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市旭区都岡町39-4
妙光電機株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

港南台第一中学校保健室内のエアコンが経年劣化による室外機の故障により使用出来ない状況であった。生徒の健康上の学校管理運営上支障があることから早急に取替更新工事を行い早急に復旧するため緊急契約での工事を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

迅速な対応が可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課